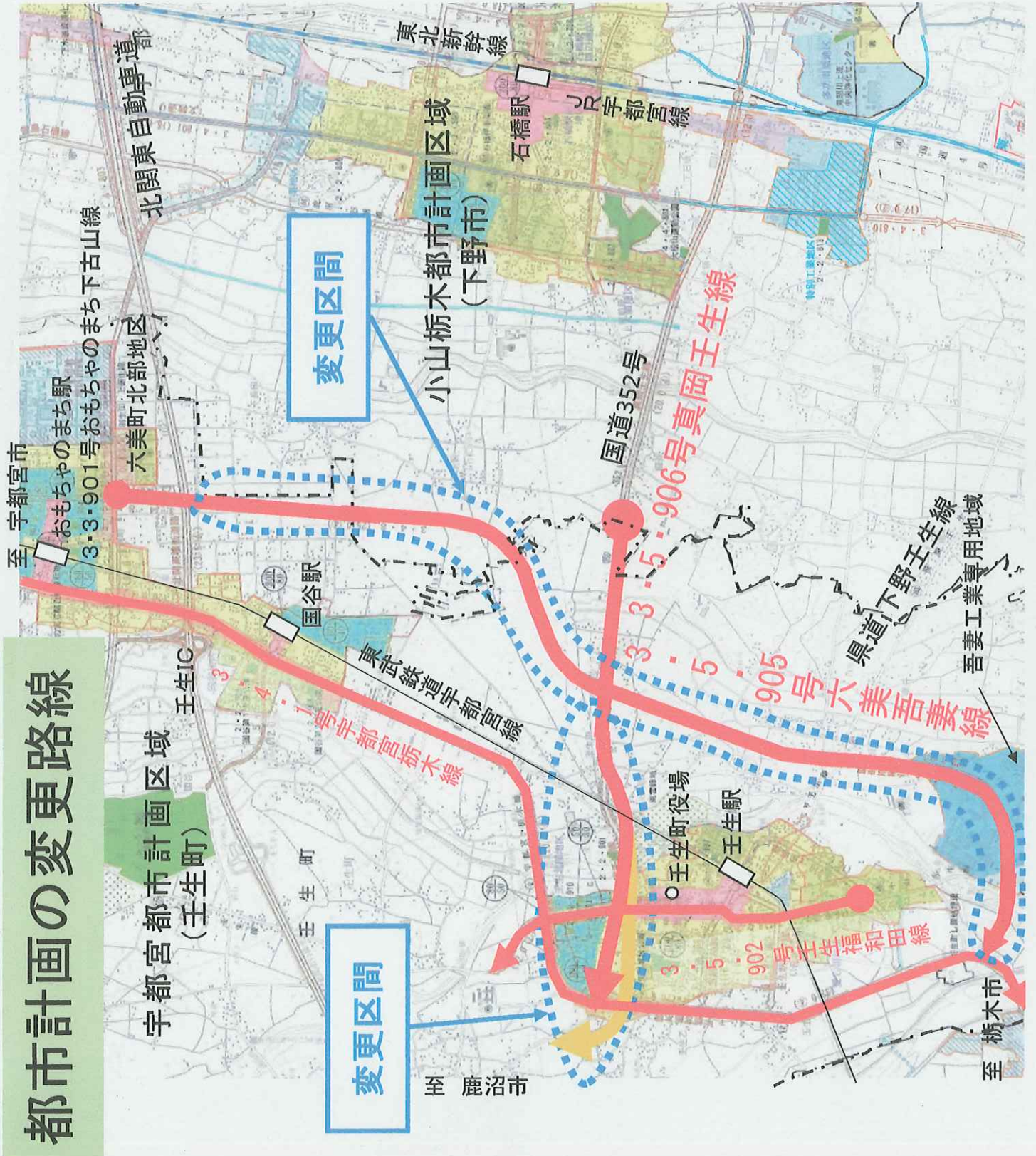


至 真岡市



至 鹿沼市

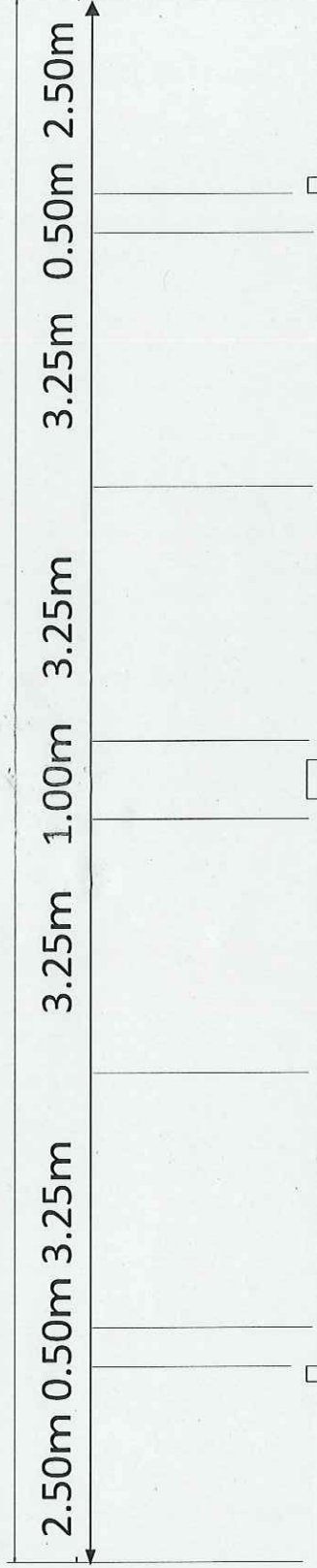
至 栃木市

都市計画の変更内容(六美吾妻線横断面図)

変更前 一般部

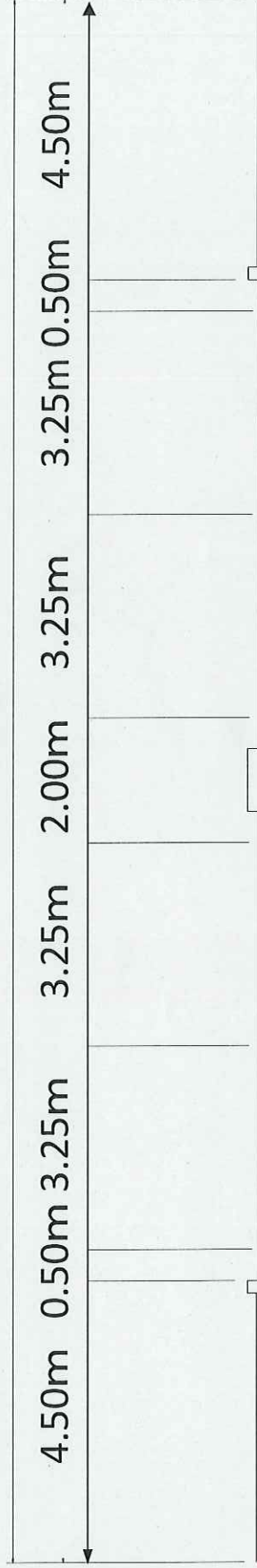
20.00m

国道352号交差点以南



25.00m

国道352号交差点以北

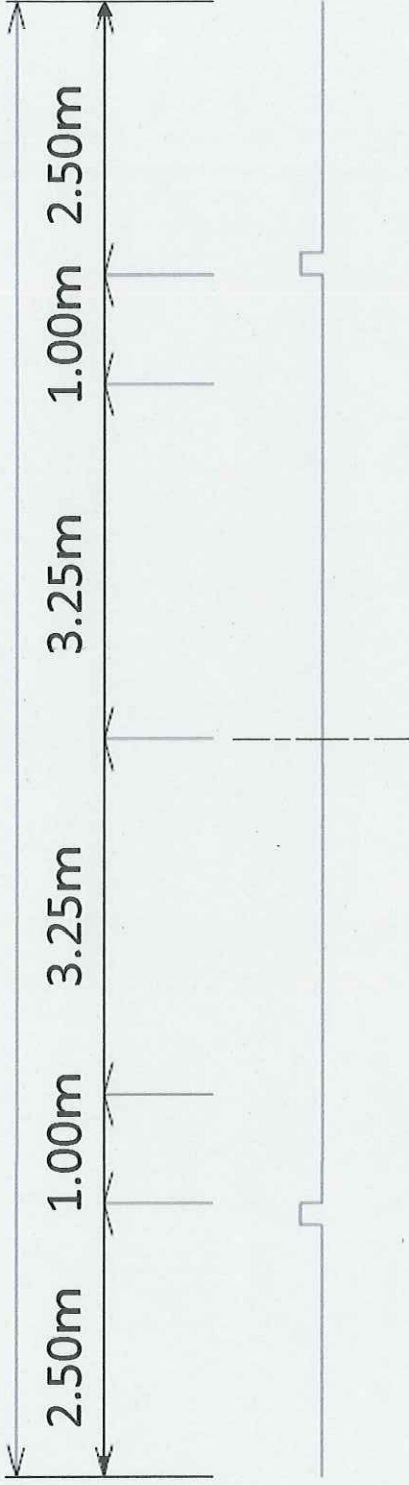


都市計画の変更内容(六美吾妻線横断面図)

変更計画案

一般部

13.50m



変更理由書

本理由書は、3・4・8号六美吾妻線を3・5・905号六美吾妻線に、3・4・911号真岡壬生線を3・5・906号真岡壬生線に名称を改め、3・4・1号宇都宮栃木線ほか1路線を変更する理由を示したものである。

1 都市計画の種類、名称 ※変更前名称

- (1) 3・4・1号宇都宮栃木線 (変更)
- (2) 3・5・902号壬生福和田線 (変更)
- (3) 3・5・905号六美吾妻線 (名称変更を伴う変更) ※3・4・8号六美吾妻線
- (4) 3・5・906号真岡壬生線 (名称変更を伴う変更) ※3・4・911号真岡壬生線

2 都市計画の位置・現況等

3・4・1号宇都宮栃木線は、宇都宮市松原2丁目を起点として、壬生町大字壬生甲字下山へ至る延長約20,260mの主要幹線街路である。当該路線は、宇都宮市街地における通過交通の迂回と中心部に流入する交通を分散させる機能を担う環状道路の一部を構成するとともに、宇都宮市街地と県南地域における都市間を連絡する道路である。

3・4・8号六美吾妻線は、壬生町大字壬生丁字六美を起点として、壬生町大字壬生乙字下川原へと至る延長約8,020mの都市幹線街路である。当該路線は、おもちゃのまち地区と壬生乙地内の工業専用地域を連絡し、主要幹線街路である3・4・1号宇都宮栃木線を補完する役割を担っている道路である。

車線数は土地区画整理事業地の区間を除いて4車線で都市計画決定しており、幅員は起点から3・4・911号真岡壬生線までの区間が25.0m(土地区画整理事業地内は16.5m)、3・4・911号真岡壬生線から終点までの区間が20.0mとなっている。なお、終点側の一部区間は整備されているものの、これ以外の区間は未整備となっている。

3・5・902号壬生福和田線は、壬生町表町を起点として、壬生町大字壬生甲字宝祭へ至る延長約2,800mの都市幹線街路である。当該路線は、壬生地区中央部を南北に貫き同市街地の骨格を形成する道路である。

3・4・911号真岡壬生線は、壬生町大字藤井字向久保を起点として、壬生町大字壬生乙字西高野裏へと至る延長約4,050mの主要幹線街路である。当該路線は、真岡市、上三川町、下野市及び壬生町の主要な市街地間を連絡し、都市間連携の機能を担う道路である。

一部の区間を除いて車線数は2車線で都市計画決定しており、幅員は起点から3・4・8号六美吾妻線までの区間が20.0m、3・4・8号六美吾妻線から3・4・1号宇都宮栃木線までの区間が18.0m、3・4・1号宇都宮栃木線から終点までの区間が16.0mとなっている。なお、全線にわたって未整備となっている。

3 変更の理由

3・5・905号六美吾妻線は、当初の都市計画決定時から社会情勢や周辺道路網、交通の状況等が変化しており、これらの将来の見通しを勘案し、幅員及び車線数等を変更するものである。

また、3・5・906号真岡壬生線は、壬生市街地において並行する現道の一般国道352号の整備がされることとなったことから、現道の有効活用を図ることとし、法線を変更するものである。

併せて、3・4・1号宇都宮栃木線及び3・5・902号壬生福和田線については、3・5・906号真岡壬生線の法線変更に伴い、交差点の区域を変更するものである。

4 変更の内容

次のように都市計画道路を変更する。

名称	内容
3・4・1号宇都宮栃木線	・3・5・906号真岡壬生線の法線変更に伴い、交差点の区域を変更する。
3・5・902号壬生福和田線	・3・5・906号真岡壬生線の法線変更に伴い、交差点の区域を変更する。
3・5・905号六美吾妻線	・名称を3・4・8号六美吾妻線から3・5・905号六美吾妻線に変更する。 ・車線の数を2車線に変更する。 ・幅員をW=13.5mに変更する。
3・5・906号真岡壬生線	・名称を3・4・911号真岡壬生線から3・5・906号真岡壬生線に変更する。 ・一部区間について法線を変更し、終点の位置を変更する。 ・幅員をW=14.5mに変更する。

